**大崎市中小企業及び小規模企業振興基本条例に対する皆さんからの意見を募集します**

**問い合わせ　産業商工課商工振興担当　23-7091**

　　本市の中小企業および小規模企業の成長・発展は、さまざまな面で市民生活の向上につながります。市では、市内企業の振興のため、大崎市中小企業及び小規模企業振興基本条例の策定を行っています。

　基本条例に対する皆さんからの意見を募集します。

■閲覧方法

①市ウェブサイトでの閲覧

　（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,250,29,html）

②窓口での閲覧

▼産業商工課（市役所東庁舎　2階）

▼市政情報センター（市役所　東庁舎１階市政情報課内）

▼市政情報コーナー（市役所　各総合支所地域振興課内）

■対象

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　1月10日まで

■意見の提出方法

　基本条例の策定に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号など）を必ず記載し、持参、郵送、ファクス、Ｅメールのいずれかの方法で提出してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

①持参の場合

　月～金曜日（祝日除く）８時30分から17時15分まで

　産業商工課または各総合支所地域振興課に持参

②郵送の場合

　〒９８９―６１８８

　大崎市古川七日町１番１号

　産業経済部産業商工課に郵送（1月10日消印有効）

③ファクスの場合

　産業商工課（23-7578）に送信

④Ｅメールの場合

　件名を「大崎市中小企業及び小規模企業振興基本条例への意見」とし、産業商工課（shoko@city.osaki.

　miyagi.jp）に送信

**三本木パークゴルフ場の指定管理者を募集します**

**問い合わせ　三本木総合支所地域振興課建設担当　52-2112**

　市では、三本木鹿野沢地区（三本木子育て支援総合施設ひまわり園隣）に「三本木パークゴルフ場」の整備を進めています。今年秋の暫定オープン、来年春の全面オープン予定の三本木パークゴルフ場の管理運営を行う、指定管理者を募集します。

■募集説明会

日時　1月17日　14時～

場所　三本木総合支所1階第1会議室

申込　1月11日まで、三本木総合支所地域振興課で配布または市ウェブサイト（http://www.city.osaki.

miyagi.jp/index.cfm/8,html）で公開している参加申込書に記入し、Ｅメール（s-chiiki@city.osaki.

miyagi.jp）で申し込み

■募集する指定管理者

指定管理期間　平成31年10月1日～平成36年3月31日（予定）

対象　県内の事業者で市内に現地事務所を置いている、または現地事務所を置くことを予定する法人、その他団体もしくは複数の法人などにより構成されたグループで、次のいずれにも該当しないこと

①応募する日から最近2年間、市税、法人県民税、法人税、消費税、地方消費税を滞納している人

②市の競争入札参加登録業者に関する指名停止を受けている人

③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する人

④地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その日から2年を経過しない人

⑤暴力団など反社会的勢力と関係のある人

申込　2月12日まで、三本木総合支所地域振興課で配布する募集要項に記載の必要書類を準備し、三本木総合支所地域振興課（三本木字大豆坂24－3）に持参または郵送（郵送の場合は2月12日17時まで必着）

※選定方法や今後のスケジュールなど、詳しくは三本木総合支所地域振興課に問い合わせるか、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/8,html）を参照してください。

**確定申告用の各種証明書を発行します**

**問い合わせ　高齢介護課介護審査係　23-6125**

　平成30年中の所得に関する確定申告用として、各種控除の証明書を発行します。

　希望する場合は、各交付場所の窓口で申請書を提出してください。

共通事項

■交付場所

　民生部高齢介護課、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

おむつ代に係る医療費控除

■対象者

　次のすべてに該当する人

①平成29年中の所得に関する確定申告時に、おむつ代に係る医療費控除を受けた人

②要介護認定を受けている人で、主治医意見書に寝たきり状態にあることなどの記載を確認できる人

※初めて、おむつ代の医療費控除を申告する人は、医師が発行する「おむつ使用証明書（医療費控除用）」が必要です。

■持ち物

　対象者の介護保険被保険者証

※本人または民法で定める親族以外の人が申請する場合は、委任状（任意様式）が必要です。

障害者控除対象者認定書

■対象者

　昭和29年1月1日以前に生まれた、要介護認定1から要介護認定5に認定されている人

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人は除きます。

■持ち物

　対象者の介護保険被保険者証と印鑑、申請者の印鑑と本人確認ができる運転免許証など

※本人または民法で定める親族以外の人が申請する場合は、委任状（任意様式）が必要です。

**公共施設の年末年始の業務期間**

市役所や市民病院、大崎地域広域行政事務組合の年末年始の業務は、下記のとおりです。

休業期間の診療は、広報おおさき裏表紙の休日救急当番医や夜間相談窓口を参照してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 12月 | 1月 |
| 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
| 届出・手続き | 市役所（23-2111） |
| 受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 受付 |
| 診療 | 市民病院本院（23-3311）、各分院・診療所、健康管理センター（23-3471）夜間急患センター（23-9919） |
| 受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 受付 |
| 燃やせないごみ（直接搬入） | 大崎広域リサイクルセンター（28-1756） |
| 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 受付 | 受付 |
| 燃やせるごみ（直接搬入） | 大崎広域中央クリーンセンター（28-2386）・大崎広域東部クリーンセンター（43-2597）・大崎広域西部玉造クリーンセンター（78-2166） |
| 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 受付 | 受付 |

1.休業期間の出生・婚姻・死亡届などの戸籍届け出は、市役所西庁舎、各総合支所の守衛室で受け付けます。

2.大掃除などで多量のごみが出た場合は、処理施設に直接搬入してください。受付時間は、8時30分～12時、13時～16時30分です。

**市民バスなどの年末年始の運行**

市民バスなどの年末年始の運行は下記のとおりです。詳しくは、ミヤコーバス古川営業所（22-1781）へお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 路線名 | 12月 | 1月 |
| 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
| 鳴子線、大貫線、高倉線、清滝線、宮沢・真山線、松山・鹿島台線、三本木・大衡線、中心市街地循環便 | 平日運行 | 運休 | 運休 | 運休 | 運休 | 運休 | 運休 | 平日運行 |
| 築館・古川線 | 平日運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 平日運行 | 運休 | 平日運行 | 平日運行 | 平日運行 |
| 色麻線、高速仙台・古川線、高速仙台・加美線、高速仙台・鳴子線 | 平日運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 土・日・祝運行 | 平日運行 |

※「平日運行」は、平日用の運行ダイヤで、「土・日・祝運行」は土・日・祝日用の運行ダイヤです。